

鳥取県アウトリーチ型オリエンテーション事業実施要領

1 目的

鳥取県内に在住する外国人住民のうち、言語の壁や交通手段の確保、勤務時間等の理由により、鳥取県国際交流財団（以下「財団」という。）等の公的相談窓口へのアクセスが困難な層に対して、相談員や専門家が公民館、日本語教室等の生活圏へ直接出向いて日本の生活ルールや行政情報の提供を行い、外国人住民の孤立防止と地域社会との共生を図ることを目的とする。

2 対象

鳥取県内に在住する外国人

3 内容

財団相談員や専門家が依頼に応じて出向き、次の（１）、（２）の事業を行う。

（１）生活・行政情報オリエンテーション

日本の地域社会で安全・安心に暮らすための基礎知識をやさしい日本語により講習形式で提供する。

例）地域のごみの出し方、医療機関の受診の方法（夜間救急、健康保険制度）、
自転車の交通ルール、相談窓口の案内 など

（２）専門家による説明会

行政書士、社会保険労務士、司法書士、弁護士、警察、自治体窓口職員等が各種制度や手続きについて説明する。

例）在留資格の手続、労働環境・賃金、税金・年金 など

原則として、説明は日本語で行うが、必要に応じて通訳者（英語、中国語、ベトナム語）が同行する。

4 申込方法

本事業の実施を希望する団体等は、申込書を財団に提出する。財団は、提出された申込書の内容に応じて実施内容と相談員や専門家を決定し、当該団体等に対して通知する。

5 費用

本事業による相談員・専門家等の派遣に係る費用は財団が負担する。